

令和2年第3回 鞍手町農業委員会総会議事録

注:発言の内容についてはその要旨を記載しています

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●で消しています

■開催日時

令和2年3月10日(火曜日) 午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 第2会議室

■出席委員 12名

- | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|
| ① 栗田美和 | ② 栗田英洋 | ③ 筒井浩一 | ④ 石田祐二 |
| ⑤ 福本平 | ⑥ 花田貴志 | ⑦ 幸田剛 | ⑧ 白石信幸 |
| ⑨ 安永洋一 | ⑩ 小長光隆 | ⑪ 田中勉 | |
| ⑬ 会長 相葉富雄 | | | |

■欠席委員 1名

- ⑫ 遠藤幸男

■農業委員会事務局

事務局長 筒井英和 ・ 係長 中勇一郎

■議案目次

議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請	4件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請	2件
議案第6号	農用地利用集積計画(所有権移転)	2件
議案第7号	農用地利用集積計画(利用権設定)	14件
議案第8号	農地改良行為届の承認願ひ	1件
報告	非農地証明願ひ	4件
報告	農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約	3件
その他		

■会議の概要

- 会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和2年第3回鞍手町農業委員会を開催いたします。
本日の出席人員は12名で、会議は成立いたします。
本日の議事録署名委員は6番の花田委員と7番の幸田委員の2名を指名いたします。
議案については事前配布でございますので、事務局長より議案朗読及びその他の報告をいたします。
- 局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第4号から第8号の朗読)
以上が本日の議題であります。
続きまして、報告といたしまして非農地証明願いが4件、農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約が3件ございます。
非農地証明願いにつきましては、農地第一分科会で現地調査実施後に審査の結果承認することといたしましたので報告いたします。内容につきましては本日配布しました資料の25ページから32ページにありますので省略させていただきます。
次に農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約につきまして3件を報告いたします。配布しました資料33ページから34ページのとおり、●●様、●●様、●●様より農地法第18条6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。
最後に来月の日程でございますが、農地第一分科会を令和2年4月9日の木曜日、午後13時30分から、農業委員会総会を令和2年4月9日の木曜日、午後2時30分からそれぞれ予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。
- 会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案ごとの議事録は別紙 ～

- 会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
なにかご意見等はありませんでしょうか。
ないようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

議事録署名委員 花田 貴志
幸田 剛

会議名	令和2年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	令和2年3月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第4号は農地法第3条の規定による許可申請、4件を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	<p>議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について4件。</p> <p>1件目、譲受人 ●●(株)、譲渡人 ●●●●●、申請農地は大字新北●●●●番、登記、現況地目は田。面積合計1551㎡。申請理由は賃借権です。譲受人は農地所有適格化法人でないため解除条件付きの賃借権となっています。譲受人の耕作面積は5018㎡で下限面積は満たしています。農作業従事者は2名、農機具等は完備されることになっており許可要件を満たすと考えます。</p> <p>2件目、譲受人は1件目と同じく●●(株)、譲渡人 ●●●●● 申請農地は大字中山●●●●番、外2筆、登記、現況地目は田。面積合計3467㎡。申請理由は解除条件付きの賃借権です。こちらも許可要件を満たすと考えます。</p> <p>3件目、譲受人 (株) ●●●、譲渡人 ●●●●● 申請農地は大字中山●●●●番、外2筆、登記、現況地目は田。面積合計3052㎡。申請理由は売買による所有権移転です。譲受人の(株)●●●は、農地所有適格法人の要件を満たしているため、農地の所有権の取得が可能となります。耕作面積は5201㎡で下限面積は満たしています。農作業従事者は5名、農機具は完備されることになっており許可要件を満たすと考えます。</p> <p>4件目、譲受人は3件目と同じく (株)●●●、譲渡人 ●●●●● 申請農地は大字中山●●●●番、外2筆、登記、現況地目は、田、畑。面積合計2149㎡。申請理由は売買による所有権移転です。こちらも許可要件を満たすと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>					
会 長	本件については、農地第一分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について4件。上記の議案について3月5日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告いたします。令和2年3月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第4号は全員の賛成により申請どおり許可することといたします。					

会議名	令和2年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	令和2年3月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第5号は農地法第5条の規定による許可申請、2件を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	<p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について2件。</p> <p>1件目、譲受人 (有)●●●●、譲渡人 ●●●●●●。申請農地は大字中山●●●●番外1筆。登記、現況地目は畑。面積合計754㎡。</p> <p>転用目的はプラント工場及び資材置場であります。</p> <p>農地区分は、高速道路ICの出入口から300m以内のため第三種農地であり、立地基準は満たしております。水利及び隣接農地の承諾書は添付されています。資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると判断。お手元の議案5ページに利用計画図等を添付していますが、面積を含め利用計画は妥当だと考えます。</p> <p>2件目、譲受人 ●●●●●●、譲渡人 ●●●●●●。申請農地は大字上木月●●●●番、登記、現況地目は田。面積合計803㎡。</p> <p>転用目的は新設するドックカフェの従業員と来客者用の駐車場であります。</p> <p>農地区分は、第二種農地であり、立地基準は満たしております。水利及び隣接農地の承諾書は添付されています。資力及び信用は資金計画書等の提出により適当であると判断。お手元の議案11ページに利用計画図等を添付していますが、面積を含め利用計画は妥当だと考えます。</p> <p>また、3月10日に会長、農地部会長、各分科会長、農地第一分科会委員、事務局により現地調査を行い、2件ともに周辺農地等への支障はないと判断しています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>					
会 長	本件については、農地第一分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について2件。上記の議案について3月5日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。以上報告いたします。令和2年3月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第5号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。なお、本案は県知事の許可事項となっておりますので進達いたします。					

会議名	令和2年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	令和2年3月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第6号は農用地利用集積計画(所有権移転)についてです。事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	<p>議案第6号、農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会への諮問を求められております。 こちらは、農地売買等事業を利用した所有権移転となり、お手元の議案12ページ以降に各筆明細を記載しております。 譲受人 福岡県農業振興推進機構、譲渡人 ●●●●●。 申請農地は大字上木月●●●番、登記、現況地目は田。面積合計1,210㎡。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。 譲受人 福岡県農業振興推進機構、譲渡人 ●●●●●。 申請農地は大字古門●●●番、登記、現況地目は田。面積合計938㎡。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p>					
会 長	本件については、農地第一分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第6号、農用地利用集積計画(所有権移転)について2件。上記の議案について3月5日農地第一分科会を開催し、審議の結果、計画を承認することに決しました。以上報告いたします。令和2年3月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第6号は全員の賛成により申請どおり承認することに決定しました。このことを町長へ報告いたします。					

会議名	令和2年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	令和2年3月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第7号は農用地利用集積計画(利用権設定)についてです。 ここで議事参与の制限により●●委員、●●委員は退席をお願いいたします。					
	(●●委員、●●委員 退室)					
会 長	事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	議案第7号、農用地利用集積計画(利用権設定)について14件。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鞍手町長より農業委員会 への諮問を求められております。 お手元の議案14ページ以降に各筆明細を記載しております。 新規3件、再設定11件、総面積58,118㎡の利用権設定について、農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。					
会 長	本件については、農地第一分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審 査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第7号、農用地利用集積計画(利用権設定)について14 件。 上記の議案について3月5日農地第一分科会を開催し、審議の結果、計画を承認す ることに決しました。 以上報告いたします。令和2年3月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はございませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議 はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第7号は全員の賛成により申請どおり承認すること に決定しました。このことを町長へ報告いたします。					
	(●●委員、●●委員 退室)					

会議名	令和2年第3回鞍手町農業委員会総会				日時	令和2年3月10日
					場所	鞍手町役場 第2会議室
出席者	1	栗田 美和	2	栗田 英洋	3	筒井 浩一
	4	石田 祐二	5	福本 平	6	花田 貴志
	7	幸田 剛	8	白石 信幸	9	安永 洋一
	10	小長光 隆	11	田中 勉	12	遠藤 幸男
	会長	相葉 富雄				
会 長	議案第8号は農地改良行為届の承認願、1件を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明をいたします。					
事務局長	議案第8号、農地改良行為届の承認願について1件。 申請人 ●●(株)、申請農地は大字新北●●●番、登記、現況地目は田。面積合計2,541㎡のうち990㎡について、耕作のために農地改良を行うものです。栽培用のビニールハウスの建設に伴い、60cmの盛土を行います。仕様はお手元の議案23ページのとおりです。水利組合の承諾書および隣接農地の承諾書は添付されています。 以上で説明を終わります。					
会 長	本件については、農地第一分科会にて事前審査をしておりますので農地部会長の審査報告を求めます。農地部会長 小長光隆君。					
農地部会長	はい。議案審査報告、議案第8号、農地改良行為届の承認願について1件。上記の議案について3月5日農地第一分科会を開催し、審議の結果申請どおり承認することに決しました。 以上報告いたします。令和2年3月10日、農地部会長 小長光隆。					
会 長	ただ今農地部会長より審査報告がありました。質疑、質問等はありませんか。					
	(質疑・質問なし)					
会 長	質疑、意見もないようですので、農地部会長の報告は承認であります。これにご異議はありませんか。					
	〔「異議なし」の声あり〕					
会 長	ご異議がないようですので、議案第8号は全員の賛成により申請どおり許可することといたします。					